

資本所得課税の展開と日本の選択

田近 栄治*

要 約

資本所得課税は、総合課税（包括的所得税）のアキレスの踵である。それは、キャピタルゲイン、減価償却額の評価、不良債権額の評価など発生ベースで課税所得をとらえることが困難なことによる。問題はまた、インフレにせよ、デフレにせよ、物価変動の生じている時には、さらに困難となる。とくに、インフレの過程で、住宅などの実物資産を購入した時のローンの支払利子を課税ベースから控除してきた欧米諸国、とくに限界税率の高かった北欧諸国では、資本所得への課税の実効性が問題となり、資本所得課税は、むしろ不公平な税であるという問題が生じた。この問題は、1970年代から80年代の前半にかけて、欧米では猛威をふるった。

こうした「古典的」な問題に加えて、資本の国際移動がますます激しくなり、資本所得に高い税率をかけることは困難となっている。そうしたなかで、北欧の二元的所得税を理論的に支えたデンマークの経済学者であるゾーレンセンは、資本所得課税改革の背景を次のように指摘している。

「1990年代初期の税制改革を断行した北欧の政治家は、資本所得のすべてにわたって50%を超える限界税率をかけることはできないという事実をハッキリ認めた。これは、政治的に勇気ある決断であった。そして、資本所得に勤労所得より低い税率を課すと決めた以上、資本所得への課税は、透明、均一かつ整合的でなければならないと結論づけたのである。この考え方は、純粋な租税の理論家にはアピールしないかもしれないが、多くの国の税制に大きな改善をもたらすであろう。」

こうしたなかで、この論文の目的は、資本所得課税の展開をさぐり、資本所得課税に関する日本の選択を明らかにすることである。検討は、資本所得課税の理論から始めた。そこではまず、はじめに述べた、総合課税による資本所得への課税の根本的問題である、所得を発生時点にとらえることの難しさと、この困難は物価が変化する場合に増幅することを掘り下げて検討した。

続いて、資本所得の改革を資本所得課税の廃止を前提とするファンダメンタル・リフォームと、所得税を生かしつつ、資本所得課税を改善する考え方にわけて検討した。ファンダメンタル・リフォームとして、支出税とアメリカの経済学者であるホール・ラブシュカからの提案しているフラット・タックスを取上げた。支出税では、個人の支出額を算定してそれに課税するのに対して、フラット・タックスでは、経済全体では消費型の付加価値に課税するが、それを企業と個人に配分して課税する。その結果、企業ではキャッシュフローが、個人では労働所得が課税ベースとなる。いずれも、大きな税制改革であるので、実際の制度としては施行されていない。

* 一橋大学大学院経済学研究科教授

所得税の枠内での資本所得税の改革として、包括的企業課税、二元的所得税、およびオランダのボックス・システムの検討を行った。包括的企業課税は、企業の資金調達の中立性を達成する一つの仕組みとしてアメリカの財務省が検討したものである。その結論は、企業と個人所得の税率が一致していれば、企業段階で支払利子の控除を認めず課税することによって、個人の受取る資本所得への課税を代替することができるというものであった。

二元的所得税として、その原則にもっとも即していると言われているノルウエーのケースを検討した。資本所得に対する税の歪曲をできるだけ少なくするが、所得税からの税収も確保したい。そうした背反する目的を達成するために、すべての所得を含む「一般所得」と、労働所得だけからなる「個人所得」の二つのグループを設けて、「一般所得」には「個人所得」と比べて低い一律の税率が課されることになった。また、自営業者の所得をこの二つのグループの所得に分けることには困難がともなうが、それがどのように行われているかについても検討した。

オランダのケースでは、持ち家を除く資産を一つのグループ（ボックス）に入れ、そこでは、資本所得ではなく、一定のみなし保有課税が行われることになった。

以上を踏まえて、日本の資本所得課税には二つの特徴があること、すなわち、総合課税は施行されてこなかったこと、および、不動産への行き過ぎた投資を抑える一方、銀行を通じた間接金融を重視したため、家計には住宅ローンの支払利子控除を認めてこなかったことを指摘した。

そうした日本の資本所得課税改革の要として次の3点を指摘した。すなわち、

- ・家計が危険資産に投資することによって生じる損失を国も税制を通じてシェアしていくこと、
- ・個人と法人の所得税率をできるだけ等しくすること、
- ・今後、相対的に負担の高まる労働所得への課税も同時に見直す必要があること、そして、そのための一つの工夫としては、タックス・クレジット（税額控除）があること。

こうした資本所得課税についての検討を通じて感じることは、二元的所得税であれ、オランダのボックス・システムであれ、資本の国際移動がさらに激しくなるなかで、けっして安定した制度ではなく、今後さらに改革がなされるだろうということである。アメリカのかかえる問題もまた大きい。アメリカの連邦政府は、消費への課税を行っていない。いわば所得課税一本槍である。世界中で資本所得課税の改革が進む中で、不完全なものであっても総合課税を維持しつづけることは可能であろうか。アメリカが、将来フラット・タックスなどによるファンダメンタル・リフォームを断行する可能性もあるかもしれない。

このように考えてくると、とりあえずは分離課税を張り巡らし、それがずっと続いている日本の資本所得は、時代に取り残されるように思われてくる。銀行を通じた資金供給ルートがほころび、これからますます海図のない世界で個人や企業がしのぎを削るなかで、資本所得課税は、最低限、リスクに対してもっとフレキシブルでなければならないであろう。

I. はじめに

所得は、労働、資本や土地などの生産要素への報酬から成り立っている。個人所得への総合課税（包括的所得税）とは、そうした報酬をすべて合算して課税する仕組みである。アメリカの所得税や日本でもシャープ勧告のゴールとしているものは、この総合課税である。

しかし、総合課税は大きな困難が伴うことが明らかとなっている。そのアキレスの腱は、どのようにして資本所得に税金をかけるかである。株式や土地などの保有から発生したキャピタルゲインにどのようにして課税したらいいのであろうか。発生はしたが、実現していない利得や損失をどのようにして扱うのか。同様に、持ち家のようにそこに住むことで帰属家賃が生じている場合、それにどのようにして税をかけるのか。このような所得への課税がしっかり定められず、その他の所得に比べて課税上有利であれば、そうした所得を生む資産への投資が誘発され、家計のみならず、一国全体の資産形成に大きな影響を及ぼす。また、課税上、利子所得をキャピタルゲインに変えるような節税対策が後を絶たないであろう。

問題は、キャピタルゲインや帰属家賃にとどまらない。減価償却額の評価、その他保有資産の評価など、発生ベースや時価に基づいて課税所得をとらえることが困難な資産が、たくさんある。また、インフレにせよ、デフレにせよ、物価変動の生じている時には、課税所得に対する物価調整が必要となるが、それは容易ではない。

この問題は、インフレと低成長に見舞われた1970年代から80年代前半までのアメリカやヨーロッパ諸国で猛威をふるった。総合課税のもとでは、労働所得と資本所得を合算した額から、持ち家などのローンの支払利子を控除できる。この時、ローンの名目金利はインフレ率を含ん

だ高い率となるが、それが課税所得から控除されると、皮肉なことに限界税率の高い金持ちほど得をすることになる。その結果、総合課税のもとの資本所得課税は、不平等税制だという認識が、ヨーロッパ諸国ではとくに強まっていた。

こうしたなかで、世界中で1980年代に入って、経済の活力を取り戻すために税制改革が模索された。その一つが、労働所得と資本所得を分けて、資本所得には一律の税をかけるという二元的所得税である。それを理論的に支えた、デンマークの経済学者であるゾーレンセンは、当時を振り返って次のように述べている。

「1990年代初期の税制改革を断行した北欧の政治家は、資本所得のすべてにわたって50%を超える限界税率をかけることはできないという事実をハッキリ認めた。これは、政治的に勇気ある決断であった。そして、資本所得に労働所得より低い税率を課すと決めた以上、資本所得への課税は、透明、均一かつ整合的でなければならないと結論づけたのである。この考え方は、純粋な租税の理論家にはアピールしないかもしれないが、多くの国の税制に大きな改善をもたらすであろう。」(Sorensen, 2001)

いうまでもなく、この改革の背後には、上で述べたように資本所得にどのように課税することができるかという総合課税の宿命的な問題がある。しかし、北欧諸国でいち早く抜本改革がなされたのは、資本の国際的な移動が自由であったからである。そうしたなかで、総合課税のもとに資本所得に高い税を課すことは不可能である。一方、手厚い社会保障を維持していくためには、税収の確保が必要である。現実的な解決策として、資本所得と労働所得を分けて課税するしか方法はなかったのかもしれない。

こうした資本所得課税の展開のなかで、日本

の資本所得課税のかかえる問題とは何であろうか。日本では長い間、資本所得の多くを労働所得などから分離課税することによって、1970年代や80年代に欧米諸国が経験した資本所得課税の問題を回避することができた。しかし、これは利子所得、配当所得やキャピタルゲインのそれぞれを分離して扱うことによっていたためであり、危険資産を保有することによる損失を投資全体の中かで相殺することは、認められてこなかった。すなわち、国には投資損失の控除を認め、税負担を軽減することによって投資家とリスクをシェアするという考えはなかった。

一方、投資家である家計のサイドでも、株は資産の重要な一部というよりも、資産は、預金と土地で形成されてきた。銀行の信用と土地神話に裏打ちされ、お金は銀行か郵便局に預け、家を買うことが多くの日本人の投資戦略であった。バブルの時期とかそのほかブームの一時期には個人株主も活発に投資をしたが、これは投資というよりも投機に近いものであった。

バブルがはじけ、企業はもはや土地を担保にして銀行からの借金で投資資金を調達することは、困難になってきた。そうしたなかで、投資資金の調達には、内部資金を除けば、株式やその他債券などを通じた直接金融によらざるを得ない。こうした直接金融を通じて資金が配分されていくためには、資金の供給サイドである個人に幅広い資産選択の機会を与えることが必要である。そのために税制のできることは、課税による資産間の収益への歪みを可能な限り小さくすること、および、損失の繰延べや資産間の損益の通算によって、投資リスクを個人とシェアしあうことである。

また、税制以外にも、個人の投資の幅を広げることが重要となってきた。日本の公的年金は、月収の20%にも近い負担を勤労者に一方的に課すことによって、老後の所得のために個人による投資の機会を奪ってきたが、報酬比例部分の年金を民営化し、個人勘定に移すことによって、個人投資の可能性は飛躍的に増大する。負担を先送りすることで、金融資産としてみれ

ば、世代間で収益率が大きく異なり、後代世代ではマイナスの収益率となる公的年金を改革して、今後、資本市場を通じて老後の所得を保証する仕組みが重要となってくるであろう。

以上、総合所得税における資本所得税の問題と、ポストバブルの日本が求める資本市場とその課税のあり方について述べた。この論文の目的は、資本所得課税をめぐる議論をさらに深め、わが国の資本所得課税のあり方を示すことである。次節では、上で指摘した総合課税による資本所得課税の問題について論点整理を行う。第Ⅲ節では、資本所得課税を廃止し、消費に課税ベースをもとめるファンダメンタルな改革について述べる。所得税に代わって消費（支出）を課税ベースとする考え方自身は古くからあったが、それを現実の改革としようという試みがアメリカでも、イギリスでも北欧諸国でもあった。いわゆる支出税であり、これは、付加価値税とは異なり、個人の所得から貯蓄を控除した消費部分に直接課税をすることを目指している。支出税という名前は使っていないが、消費型の付加価値に直接課税しようとしているのが、Hall-Rabushka（1995）らのフラット・タックスの提案である。ここではこれらの提案の考え方を紹介する。

第Ⅳ節は、所得税を生かしつつ、そのなかで資本所得課税を行おうというより現実的な改革案である。現実的であろうとするためには、改革によって追加的な問題が生じるなどコストがかかる。この点を念頭において、ここでは、アメリカ財務省の報告書で検討された、包括的企業所得課税（CBIT：Comprehensive Business Income Tax）、北欧の二元的所得税のなかでも、もっとも資本所得に歪曲がないと言われているノルウェーのケース、および2001年から施行されたオランダのボックス・システム（Box System）と呼ばれる分類所得税を取上げる。第Ⅴ節では、日本の資本所得課税の現状の問題を指摘し、その改革のあり方を示す。最終節では、この論文を要約し、資産所得課税の今後の展開についてふれる。

Ⅱ．総合課税による資本所得への課税はなぜ困難か

Ⅱ－１．発生所得の算定

労働所得と資本所得を合算して課税する総合課税によって資本所得に課税することがいかに困難であるかについては、いくつかの例を通じて前節で述べた。ここでは、困難となる理由を整理しておきたい。

所得は、１年のように一定の期間を通じて労働や資本が得る報酬であるが、それを課税所得として確定しようとする、二つの大きな困難に直面する。すなわち、その発生額をどうとらえるか、および、期間内の価格の変化を所得の算定にどのように反映させるかである。経済活動は、多くの場合１年間で終わるわけではない。設置した機械は何年かにわたって使うにもかかわらず、毎年の使用価値を計算しなくてはならない。また、労働報酬においても、退職金や年金など、今発生しても、その支払いは将来に渡るものもある。

まず、発生所得の算定にともなう困難から検討する。キャピタルゲインの場合であれば、保有している資産を売却しなくても、１年間保有することによって利得（損失）が生じる。たとえば資産を売却してこの利得を実現しなくても、資産を担保に消費をすることが可能であれば、所得としては、発生ベースでとらえるべきである。しかし、資本市場が完全であるわけではないし、また、現実にはキャピタルゲインはあっても、キャッシュのない人もいる。

したがって、課税所得としてキャピタルゲインを発生ベースでとらえることが困難となる。その結果、キャピタルゲインを実現時に課税することになると、資産の売却時まで税金は課されない、税額は資産の保有者が調整することになる。そうしたなかで高い税率は、いわゆる資産凍結効果を生じさせる。すなわち、税制が株式などの取引を阻害し、資産保有の流動性

を低めることになる。

キャピタルゲイン以外にも、一般的に、時間を通じてコストが発生する時、発生ベースで所得をとらえることは困難となる。資産の減価償却額をどのように算定するかは、その典型的な問題である。資産の物理的な耐用年数から求められる減価償却額は、資産の経済的な価値の減価を表すものではない。仮に、20年間走ることができるバスがあっても、その経済的な耐用年数は20年ではないであろう。IT関係の機械・設備であれば、その物理的な耐用年数と経済的な乖離はもっと大きいだろう。

引当金や準備金のように、将来支払うことになるコストを現在発生したとして、引き当てるコストもある。この場合には、将来時点で実際にどのくらいのコストが発生するか不明確なこともあり、現在時点でコストとして計上できる額を明らかにすることは難しい。

このように減価償却にせよ、引当金・準備金にせよ、コストは発生しているが一定の期間にそれをどのように割り当てるかが、きわめて困難な場合がある。バブル経済以後であれば、不良債権の償却額を一定の期間にどう割り当てるかが、問題となる。そうした結果、企業会計上と税務会計上のコストの算定が異なったり、また、加速償却や租税特別措置による引当金・準備金のように、政策的にコストを操作する場合もある。

Ⅱ－２．価格の変化

発生ベースで資本所得を算定することの困難に続いて、期間中に起きる物価の変化によって課税所得が影響を受ける。キャピタルゲインであれば、インフレによって、利得が物価変化分だけ水増しされる。そこに累進的な所得税率が適用されれば、実質負担額は増加する。

同様に減価償却の場合も、インフレが続くなかで、償却資産の額を再評価しないで、取得価格に基づいて償却を続けられれば、資本所得は水増しされる。こうした物価が所得に及ぼす影響は、在庫評価を通じても生じる。

こうした物価変化のなかで生じる資本所得税の問題をもっとも雄弁に語っているのが、「租税裁定」である。これは、一定額を借り入れて、同額を非課税かそれに近い資産に投資することによって利益を生み出すことを指している。そのからくりは、すでにこの論文の第Ⅰ節のなかでふれた、借金をして住宅を買うケースと同一である。

仮に、ある個人の限界税率が60%で、借入金の金利が20%であるとする。この時、支払利子が全額課税所得から控除されれば、この個人にとって借入金の実効金利は、 $20 \cdot (1 - 0.6) = 8\%$ である。一方、住宅など実物投資や、その他非課税ないし租税優遇措置の適用される資産の税引き後の収益率が、8%を超えていれば、借金をして同額をそうした資産に投資することによって、利益を上げることができる。いわば錬金術みたいなものであるが、この租税裁定は、限界税率の高い人に、より魅力的かつ現実的となる。北欧諸国で資本所得課税は不平等だということの背後には、こうした租税裁定が乱用さ

れたことがある。

さらに、租税裁定の結果、実物資産や非課税資産の価格が上昇することとなる。すぐ上で述べた租税裁定の場合であれば、住宅などの資産や非課税資産の価格の上昇は、そうした資産からの税引き後の収益率が、8%に下がるまで続く。すでにそうした資産を持っている人々は利得を得て、これから資産を購入する人は、税制の結果上がってしまった高い価格を支払うことになる。バブル経済の時の日本も、物価上昇率は高くなかったが、資産価格の上昇は、土地を担保にした借入れによって、ここで述べたのと同様な仕組みで生じたと言ってよいであろう。ただし、この場合は、個人よりも法人がそうした租税裁定に走ったのである。

このように総合課税による資本所得への課税には、大きな困難がともなう。また、発生所得の算定と課税所得の物価調整が困難ななかで、税による収益率の歪曲が生じる。これは、機械、建物、在庫などの資産間においても、借入れ、内部留保や株式発行など資金調達方法などの違いによっても生じる。こうしたなかで、総合課税による資本所得課税のあり方に抜本的な改革が必要であるという認識が、欧米諸国では確立していったのである。

Ⅲ．所得税のファンダメンタル・リフォーム

Ⅲ－１．消費課税の理論

総合課税による資本所得への課税が困難である時、資本所得課税のもっとも抜本的な改革は、資本所得への課税を行わないことである。すなわち、所得税を廃止し、課税ベースを所得から消費にすることによって、資本所得への課税を行わないことである。しかし、ここで注意すべきことは、消費に課税すると言っても、付加価値税のように間接税として消費に課税するのではなく、個人に直接的に課税する。これが支出

税の基礎となる考え方である。

また、課税ベースが消費であるとは明示的に主張されていないが、実質的に消費課税となっているものとしては、Hall-Rabushkaによるフラット・タックスがある。これは、消費型付加価値（すなわち、付加価値を計算する時、投資費用を全額コストして控除したもの）を課税ベースとして、それを個人と企業の両方で直接的に課税する。

このように、方法は一つではないが、資本所

得への課税を止め、個人や企業に直接的な方法で課税することによって、消費課税を実現しようという提案がなされている。こうした提案は、資本所得税を廃止するという意味で、所得税のファンダメンタル・リフォームと呼ばれている。

しかし、所得課税を廃止し、消費に課税しても、消費課税は所得課税との関係をいっさい失ってしまうわけではない。所得税と消費への課税をつなぐものは、毎年の所得ではなく、個人の生涯にわたる労働所得である。この点を明らかにするために、個人の生涯の予算収支を考える。一生にわたって使った額と入った所得を考えればただちに明かなように、どのような個人であれ、生涯にわたって自分が消費する額と、子供などに与えた遺産・贈与の額の現在価値は、生涯にわたって自分が労働によって得た所得と親などから受取った遺産・贈与の額の現在価値と等しい。ここで、与えた遺産・贈与額から、受取った遺産・贈与額を引いた額の現在価値を「純遺産・贈与額」とよぶと、次の関係が成立する。

$$\text{生涯の消費の現在価値} + \text{純遺産・贈与額} = \text{生涯労働所得の現在価値}$$

したがって、遺産・贈与まで含んで消費に課税することは、生涯労働所得税となる。このように、消費課税は生涯の観点からみると一つの所得税であると見ることができる。この関係はまた、個人が生涯にわたってどのように貯蓄や投資を行おうと、公式の右辺に変化が生じない限り、消費への課税は貯蓄や投資に対して中立的（税によって貯蓄や投資の決定が歪められないこと）であることを意味する。総合課税では、発生ベースで資本所得をとらえることが困難である結果、税制は貯蓄や投資にネガティブな影響を与えたり、資産選択や資本の配分を歪めることを指摘したが、消費への課税はそうした問題を生じさせない。

このように消費課税は、所得税から切り離されたものではない。しかし、消費課税によって、

所得税の根幹にあった、一定の期間内に発生する労働、資本や土地などの生産要素の報酬をどのようにとらえるかという問題から解放される。ここが、消費課税のもっとも重要なねらいの一つである。以上、所得税のファンダメンタル・リフォームとして、資本所得課税を廃止し、消費課税を行うことの意味を考えた。続いて、そうした改革を実現するための具体的な提案である支出税とフラット・タックスの仕組みについて述べる。

Ⅲ－２．支出税の仕組み

ここでは、支出税において消費への課税をどのように行うのかについて、焦点を絞って論じる（支出税のより一般的な説明は、田近，2000，で行っている）。すでに述べたように、支出税は、個人の一定期間（以下では、1年とする）の支出に直接的に課税する。したがって、所得税と同様に申告納税となる。

まず、毎年のすべての収入を求める。収入には、労働であれ、利子、配当、キャピタルゲインであれ、すべてその年に得た所得が含まれる。ここでは評価の問題は生じない。すべて、実際に取得した額である。また、所得税と大きく異なることは、収入には借入金も含まれる。これも消費の原資となるからである。

第2に、このように合算された収入額から、その年に貯蓄・投資した額を差し引く。これによって求まったネットの支出額が課税ベースとなり、それに課税される。直接税なので、人的控除が適用されたり、必要に応じて支出額によって異なる税率が課されることになる。

このように支出税では、総合課税の場合悩まされた一定期間の所得の算定という問題から解放され、課税支出額は、すべて実際の取引額（すなわち、キャッシュフロー）から計算することができる。しかし、「支出額＝収入－貯蓄・投資額」によって支出額を求める時、新たな問題が生じる。

まず、支出額を捕捉するには、収入とならんで、1年間の貯蓄・投資額を捕捉しなければな

らない。貯蓄・投資額は、課税期間の期首と期末の資産残高の差として求めることができる。すなわち、期末の資産残高から期首の残高を控除した額が、その年の貯蓄・投資額となる。このようにして貯蓄・投資額を定めるためには、税務上個人の資産額を正しく申告させる必要がある。そのためには、個人資産を登録させることも必要となる。

ここで、貯蓄・投資と言う場合、一般的には金融資産を指している。しかし、金融資産とならず、持ち家などの実物資産の購入も確かに投資であるが、これには、持ち家に住むことによる消費（効用）もともなう。車などの耐久消費財の場合も同様に、資産の購入の面では投資であるが、乗車目的で購入したのであれば、それは消費でもある。しかし、持ち家にせよ、耐久消費財にせよ、購入後いつまで消費が可能であり、毎年の消費額はいくらであるかを決めることは困難である。

そこで、現実的な対応としては、実物資産の購入を投資ではなく、すべて消費として考え、購入した時点で課税することである。これを将来にわたって続く消費への課税の先取りと考えれば、支出税としての整合性を保つことができる。

このように、支出税を実際に施行するには、金融資産の登録管理を徹底し、毎年の貯蓄・投資額の捕捉を図ると同時に、実物資産を登録資産からはずし、購入時に課税することが必要となる。住宅などの高額な支出を行う場合には、それにともなう税額も大きくなることを考えると、一定額以上の支出への課税は、分割払いを認めることも必要となる。支出税は、資本所得への課税を廃止し、貯蓄・投資に対して中立性であるが、それは資産を野放しにすることを意味していない。これは、資産の正しい捕捉がなければ支出額が定まらないからで、支出税になれば所得税の時と比べて、納税申告上の負担がすべてなくなるというわけではない。

Ⅲ－３．フラット・タックスの仕組み

支出税は、個人の毎年の支出額を求め、それに課税することによって消費への課税を実現しようとしている。これに対して、フラット・タックスでは、消費型の付加価値全体をにらんで、それを企業の生み出した部分と家計（個人）の生み出した部分にわけ、企業部分にはキャッシュフロー・タックス、家計部分には一律課税を課す。

この仕組みをもう少ししていねいにみると、次のようである。企業サイドでは、売上額から賃金と投資を含むすべての投入コストを控除した収入額（キャッシュフロー）に課税がなされる。ここでは、支払い利子の控除はなくなり、所得税の発想に立てば、個人の受取る利子、配当やキャピタルゲインは、すべて企業段階の課税で終わる。したがって、フラット・タックスでは、支出税の場合に必要なとされた、個人資産の登録や管理は不要となる。また、それが可能となるのは、以下に述べるように家計部分が生んだ付加価値への税率と企業が生んだ付加価値への税率が等しくされているからである。

一方、家計サイドでは、労働による報酬（およびその後年の受取り額である年金）のみが課税対象となる。消費課税の理論で、生涯労働所得税は、消費課税となることを示したが、フラット・タックスではまさに、この関係に着目して消費課税を行おうとしている。フラット・タックスのアイデアが議論される時、この労働報酬への課税が、簡単な人的控除と一律課税によって行われることが強調されることがあるが、フラット・タックスの重要な点は、課税ベースを付加価値に求め、企業と家計に帰属する付加価値に同一のフラットな税率を課すことである。このようにフラット・タックスは、その納税申告書を見る限り、企業のキャッシュフローと家計（個人）の労働所得への課税であるが、それを全体としてみると消費課税となっていて、所得税のファンダメンタル・リフォームの一つとなっている。

Ⅳ．所得税改革による資本所得課税の改善

Ⅳ－１．包括的企業所得課税（CBIT : Comprehensive Business Income Tax）

総合課税による資本所得への課税によって生じる問題を是正するためには、資本所得課税を廃止することがもっとも抜本的な改革であるが、支出税にせよ、フラット・タックスにせよ、現実の制度として実現しているわけではない。それぞれ所得税を根幹から変える制度なので、税收効果や、移行にともなって生じる問題、および他国の制度との国際的調整などで改革をつめきれないというのが実情であると思われる。こうしたファンダメンタル・リフォームに対して、所得税の枠のなかで、資本所得への課税を改善していこうという試みがなされている。そのいくつかは、実際に新しい税制となって施行されている。ここでは、そうしたなかで、アメリカ財務省の検討した包括的企業所得課税、北欧の二元的所得税とオランダのボックス・システムについて述べる。いずれも、制度自身ではなく、資本所得への課税がどのように改革されるかという点に絞って検討を進めたい。

まず、アメリカの財務省の検討した、包括的企業所得課税であるが、このアイデアがでてきた背後には、借入れによって資金を調達して自社株を買い戻すなどの、税制による企業行動への影響についての危惧があった。企業経営にとって借入れによる資金調達にはプラスとマイナスの面があるが、過度の借入れへの依存は、企業経営を不安定にする。そこで、アメリカ財務省の報告書（U.S. Treasury, 1992）では、資金調達に中立的な仕組みをさぐり、おおむね以下のような提言を行っている。

- ① 配当免除勘定（EDA : Excludable Dividend Account）の創設。これは、配当への課税を法人段階で済ませてしまうことを目的として

いる。かりに、100ドルの課税前所得があり、法人税率が34%であるとする。この時、 $100 - 34 = 66$ ドルはこのEDA勘定に計上され、そこから行う配当には受取り段階でいっさい課税しない。

- ② 内部留保による資金調達に対しては、配当再投資プラン（DRIP : Dividend Reinvestment Plan）を創設し、そこからなされる再投資にはキャピタルゲイン税をかけない。上述の例を続ければ、課税後所得である66ドルから行う再投資によるキャピタルゲインには課税しない。これによって、新株発行と内部留保による資金調達が課税上同等の扱いを受けることになる。
- ③ 包括的企業所得課税（CBIT）の創設。以上、EDAとDRIPによって新株発行と内部留保の課税上のバランスはとれたが、支払利子の控除が認められている限り、借入れによる資金調達が他の方法より有利となることには変化はない。そこで、支払利子に対してもEDAと同様の考え方を適用して、課税所得から支払利子の控除を認めない一方、EDA勘定に計上された額を超えない利払いに対してはその受取りサイドである家計でも課税しない。このようにEDA勘定の設定やDRIPによって配当、内部留保と借入れのバランスをとる仕組みをCBITとよぶ。

このようにして、法人部門で発生する資本所得は、原則として法人部門で課税することにして、家計では課税しない。それによって、企業の資金調達に対して税制が中立的となる仕組みが示されている。この検討自身は、企業課税改革に軸足をおいているが、所得課税全体からみると、所得税のなかで資本所得課税を改善する試みの一つとなっている。

ここでも、個人サイドの最高限界税率を法人所得税率である34%とすることが前提であり、それによって、資本所得への課税を法人段階で完全に済ませることを意図している。このアイデアは、先に検討したフラット・タックスと酷似している。ただし、大きな相違点は、フラット・タックスでは、企業のキャッシュフローを課税ベースとし、個人とあわせて課税ベース全体を付加価値としていたことである。これに対して、包括的企業所得課税は総合課税から大きく乖離するものの、所得課税のなかの改革である。この提言のその後は、明らかでないが、企業課税改革から所得税全体を改革するという考え方や、キャピタルゲイン課税を実質的に廃止すると同時に支払利子控除も認めないという主張は受け入れられなかった。

Ⅳ－２．二元的所得税（Dual Income Tax）

ここでは、二元的所得税の考え方をもっとも反映していると言われているノルウエーの制度を検討する。すでに述べているように、二元的所得税とは、資本所得と労働所得に対して別個の税をかけることである。この制度は、ノルウエーでは1992年から施行に移されている。

改革の背後にあった事情もまたすでに述べたように、個人サイドでは、個人所得への高い限界税率と総合課税による支払利子などの控除によって、資本所得課税は不平等な税制となったことがある。また、企業サイドでも、実効税率を引下げるために導入されたさまざまな非課税引当金や加速償却によって課税ベースが浸食され、資産間および業種間で実効税率の大きなバラツキが生じたことによる。また、資本所得への高い課税は、資本の国外逃避を呼ぶと同時に、国内への資本の流入を阻害するという問題も生じていた。以下では、こうした背景があって生まれた二元的所得税のノルウエーの制度を概観する（説明は、2000年の資料に基づいている）。

① 所得は、一般所得（General Income）と個人所得（Personal Income）に分けられる。一

般所得には、個人、自営業者や法人などすべての納税者の労働所得と資本所得が含まれる。金融資産や土地などから生じるキャピタルゲインもここに含まれる。ここにはまた、持ち家の帰属家賃も含まれる。そして、支払利子の控除が認められている。その他、所得を得るために必要な費用や、個人であれば、人的控除が認められている。税率は、一律28%である。

② 個人所得は、労働所得と年金からなっている。個人所得は、①で説明した一般所得としてその他所得と合算されて課税された上に、独立した課税ベースとして扱われる。控除はいっさい認められず、受取額自身に課税される。社会保険料率は、労働所得の7.8%、年金受給額の3%であり、自営業者の労働所得の10.7%である。さらに、所得税の超過課税が行われ、その税率は、13.5%と19.5%の2段階の累進税率となっている。したがって、一般所得としての課税をあわせて、労働所得への限界税率は、49.3%と55.3%になっている。

③ 法人所得税は、1992年の改革にあたって、引当金や加速償却などの見直しがされ、課税ベースの拡大が図られた。一般所得として扱われ、税率は28%である。配当所得の二重課税を回避するために、完全なインピュテーションが適用され、法人段階で支払った税金は全額、税額控除される。キャピタルゲインについても、二重課税を避けるために、内部留保に応じた株価の再評価を行う。すなわち、株式の評価額を一株あたりの内部留保額分だけ引上げ、キャピタルゲインは、この価格から譲渡価格の差額とする。これによって、すでに法人所得税のかかった内部留保所得への二重課税を防いでいる。

④ 二元的所得税の困難な問題の一つは、自営業者や同族会社（アクティブ・オーナーのいる法人）において、所得を労働所得と資本所得にどのように配分するかである。①と②で明らかなように、労働所得への税率は、資本

所得の税率よりもはるかに高いので、自営業者や同族会社の経営者には、できるだけ多くの所得を資本所得として申告する誘因が働く。そこで、一定のみなし資本収益率を想定して、それに基づいて資本所得を計算することによって、所得を資本所得と労働所得に配分する。この資本収益率は、機会費用としての利子率を5%、投資のリスクプレミアムを5%として、合計10%とされている。

以上の説明から明らかなようにノルウエーでは、せっかく資本所得と労働所得を分けて課税しても、所得税から上げなくてはならない税金が大きいので、労働所得には、一般所得と個人所得の両方の税が課される。その結果、資本所得と労働所得の税率には大きな格差が生じることとなる。また、同じ労働所得でも、一般所得としてはその他所得との通算が認められ、投資の損失が出た場合には、労働所得からの控除も可能であるのに対して、個人所得では、受取額の全額が課税所得となる。このように、ノルウエーの二元的所得税は、税金確保の強いプレッシャーのなかで、資本所得への課税は、さまざま資産の間や、個人や法人の間などで、できる限りの均一性を実現しようとしたものと理解することができる。言い換えれば、総合課税のもとで生じていた問題を解決するためには、ここまでして、資本所得を労働所得から切り離さざるを得なかったと思われる。

IV-3. オランダのボックス・システム

オランダでも2001年から資本所得課税の大きな改革が施行に移されている。ここでは、法人所得を除く所得を3つに分類している。この3つの分類所得による課税をボックス・システムと呼んでいるが、第1のボックスは、労働所得、自営業者の所得（その資本所得と労働所得）および持ち家の純帰属家賃（すなわち、帰属家賃から住宅ローンの金利を控除したもの）からなる。第2のボックスは、同族会社の所得からなる。第3のボックスは、資産の純保有額（すな

わち、資産保有額から債務額を控除したもの）である。この3つのボックスそれぞれにおいて税金が課され、ボックス内では損失の繰戻しや繰越しが認められるが、ボックス間の損益の通算は認められていない。

資本所得に注目して、このボックス・システムの特徴を指摘すると、資本所得への課税が、資産保有税に代替されていることである。すなわち、持ち家を除いた不動産とその他預金、株式などの金融資産からなる第3のボックスでは、その保有額の収益率を4%であるとみなして、それに30%、すなわち純保有額の1.2%の課税を行う。したがって、第1のボックスに入っていて、労働所得との通算の認められている持ち家を除けば、すべての資産は等しく扱われている。

このボックス・システムをノルウエーの二元的所得税と比較すると、資本所得課税の難しさがわかってくる。ノルウエーの制度では、一般所得にあらゆる所得、すなわち、労働所得も資本所得も入っていた。したがって、借入金の支払利子や資本譲渡にともなう損失は、その他すべての所得から控除することができる。ただし、インフレもおさまり、一般所得の税率は一律28%とされているので、以前のように金持ちがとくに得をするというわけではないが、借金をして家を買うようなことは金持ちに有利であることを考えれば、ノルウエーの制度には依然として問題は残る。

これに対して、オランダの場合には、ボックス1に入っている持ち家以外のその他の資産への投資は、ボックス3でみなし保有税となっているので、損益通算の道はふさがれている。オランダの所得税改革の重要なねらいの一つは、キャピタルロスなどを通じた損益通算の範囲を限定することにあつたと思われる。そのために、資本所得課税を労働所得への課税と切り離し、かつ資本所得課税を資産保有税に代替したのではないだろうか。それに対して、ノルウエーでは、資産課税による多くの問題をかかえつつ、なお、すべての投資に関して労働所得まで損益

通算の範囲を広げている。お国振りと言えそれだけの話であるが、こうした差異は、資本所

得課税の改革がいかに困難であるかを物語っている。

V. 日本の選択

V-1. 日本の資本所得課税と個人の資産選択

以上、総合課税において資本所得に課税することがいかに困難であるか、そして、この問題を解消するために資本所得を廃止し、消費に課税ベースを求めるファンダメンタル・リフォームと、所得税を生かしつつ、そのなかで資本所得課税を改善していこうとするさまざまな考え方を検討した。北欧の二元的所得税やオランダのボックス・タックスシステムは、総合課税から離れつつも、資本所得課税を続けるために実際に施行されている制度である。

こうした資本所得課税の展開のなかで、ここでは、日本の資本所得課税の今後の選択について考える。そこでまず、これまで検討してきた資本所得課税の展開を踏まえて、日本の資本所得課税には、二つの特徴があったことを指摘したい。すなわち、第一に、総合課税によって資本所得に課税しようと試みたことは、シャウプ勧告後のきわめて短い期間を除けばなかったことである。資本所得課税には、さまざまな特別措置が適用されてきた。第二の特徴は、欧米諸国と違って、住宅ローンなどの支払利子を課税所得から控除することが認められてこなかったことである。この二つの特徴の結果、日本では資本所得課税が所得税の根幹を揺るがすような事態は生じなかった。しかし、金融取引や不動産取引のそれぞれに（多くの場合はアドホックに）分離課税を張り巡らした日本のこれまでの選択が望ましいわけではなく、今後の選択で見落としてはならない視点を明確にする必要がある。

日本は、総合課税を行ったことはない。資本所得課税のこの第1の特徴は、利子、配当への課税、株式等譲渡益への課税や不動産の譲渡益

課税を見れば一目瞭然である。利子は源泉分離課税であり、配当は所得税の本則では総合課税として、配当税額控除が適用されるが、小額配当には源泉分離課税が認められている。株式等のキャピタルゲインは、取引税として長い間、売買額への課税が行われてきた。その後、売却時のみなし課税である源泉分離課税と申告分離課税の選択となったが、申告分離課税に一本化されようとしている。土地のキャピタルゲインもまた、分離課税とされ、バブル経済がはじけるまで非常に高い税率が課されてきた。また、投資信託の課税は、リスクがある投資にもかかわらず、預貯金と同様の扱いをしてきたなど、多様化する金融取引に対して整合的な課税がなされてきたわけではない。

このように日本では、資本所得への総合課税は行われていない。戦後の経済復興とその後の経済成長のなかで、高い限界税率をかかえたまま、資本所得への総合課税を行うべきではないこと、そして行っても、利子所得をキャピタルゲインに変えるなどの租税回避を誘発するだけであるという認識が経済界や政府にあったと思われる。実際、利子所得への課税強化をねらった「グリーンカード制度」（1980年導入決定、85年廃止）が施行されようとする、表面金利をゼロとして、利子所得をキャピタルゲインにかえた商品（ゼロクーポン債）が市場に出回った経験もある。

このように資本所得に分離課税を張り巡らした上で、個人サイドでは、住宅ローンの支払利子の課税所得からの控除をいっさい認めなかった。その政策的な意図は、行き過ぎた不動産投資を抑えることにあったが、それに加えて、個人にまずは預金を促し、それを原資にして銀行

を通じた間接金融によって産業界に資金供給を行いたかったのだと思われる。そうした資本市場の誘導策のなかで、個人は、銀行に預金をして、家を買うことを資産選択の基本方針としてきた。支払利子の控除の道が閉ざされているなかで、これが、マイホームを手にする最善の方法であった。

しかし、バブル経済も崩壊し、土地神話も消え去った現在でも、個人の資産選択は預貯金や保険などへの偏重が続いている。その様子を示したのが表1である。この表は、『国民経済計算』のストック統計によって、家計の資産選択を見たものである。まず、第2欄の資産総額にしめる金融資産の割合は、バブル崩壊後上昇している。これは、地価の下落を反映したものである。つぎに、金融資産にしめる現金・預金など金融資産の割合を見ると、現金・預金がほぼ50%であり、それに保険・年金を加えると80%、そして主として国債と思われる株式以外の証券を加えると90%近くになる。この最後の比率は、1990年の80%から10%近く上昇している。

一方、株式の割合は1990年以降漸次減少し、10%を下回る状態となっている。

バブルの崩壊、そして将来が不透明ななかで、家計は安全資産への選好を強めている。それ自身は理解ができるが、今後、日本経済としては、銀行や郵便貯金を通じた資金供給から直接金融を通じたりスク・テイキングな投資が必要となるなかで、家計の資産選択の幅が広がることは重要である。政策として家計を誘導して、そうした選択をさせることは、間接金融への誘導策が行き詰まりとなったことを考えれば、望ましくない。しかし、これまでの日本の資本所得税制が、家計の資産選択の幅を狭めているのであれば、資産選択の中立性を高めるという意味で、見直しが必要である。

V-2. 資本所得課税の改革

日本の資本所得課税のどこを改革するべきなのであろうか。以下では、税制を通じた投資のリスクシェアの必要性、個人所得と法人所得の税率調整、および労働所得への課税が資本所得

表1 家計（個人企業を含む）の資産選択

暦年	金融資産総額の期末資産にしめる割合 %	金融資産総額にしめる各金融資産の割合 %			
		①現金・預金	②=①+保険・年金準備金	③=①+②+株式以外の証券	株式・出資金
1990	36.2	48.2	69.0	80.2	13.8
1991	39.0	48.7	70.1	81.0	12.9
1992	41.0	50.8	74.1	85.4	9.5
1993	43.1	50.6	75.0	85.9	9.6
1994	45.2	50.2	74.9	84.8	11.1
1995	47.2	50.6	76.3	85.5	10.7
1996	48.1	51.3	77.8	86.7	9.6
1997	49.3	52.9	79.7	87.5	8.7
1998	49.5	55.3	83.1	90.3	6.1
1999	52.0	53.4	80.3	86.8	10.0
2000	53.2	53.6	81.8	88.2	8.5

（出所）内閣府経済社会総合研究所編、『国民経済計算』、第2部ストック編、制度部門別勘定、574—575ページより筆者計算、2002年。

と比べて相対的に高くなるなかで必要となる労働所得税の改革について述べる。

日本の資本所得課税のもっとも大きな問題は、金融および実物（土地など）のさまざまな資産から生じる所得の一つ一つに分離課税を設けていることによって、投資から生じるリスクを保有する資産全体でシェアすることが不可能となっていることである。すなわち、株式等の投資による損失は課税所得から控除できるとされているが、株式等の譲渡益の範囲でしか控除できない。また、投資信託の分離課税のところでも述べたように、危険資産である投資信託を課税上預貯金と同様に扱うことによって、投資損失の控除を妨げている。

資本所得課税は、税が取ればそれでいいわけではない。投資による損失の繰戻し、繰延べや、その他所得からの控除を認めることによって、投資リスクを分散させ、資本市場が、投資リスクを吸収する力を高めることが重要である。そのために税制を通じて、国は投資リスクを投資家である家計とシェアすることが必要となる。

この観点に立つと、二元的所得税やオランダのボックス・システムがそうであるように、資本所得をできるだけ広い範囲で一つにまとめることが重要である。ただし、ここで二つの問題が生じる。第一に、投資損失の控除（その他所得との通算）の範囲をどこまでとするか。ノルウェーの二元的所得税であれば、すべての所得をまとめて、その間で投資損失の控除を認めていた。したがって、ここには持ち家からの帰属所得も不動産投資によるキャピタルゲイン（ロス）も含まれていた。オランダのケースであれば、持ち家はその他の資産と別個に扱われていた。資産にはみなし保有税が課されていたが、この部分で閉じていて、労働所得からの課税とは切り離されていた。

このように、投資リスクのシェアの範囲をどこまでとするかは、さらに検討が必要である。金融資産からの所得の間での損失控除をまず実行し、それに不動産投資を含めるか、さらには、労働所得まで含めるかについて検討を行うべき

である。

資本所得の課税範囲を広げる上でつぎに問題となるのは、支払利子の控除をどのように扱うかである。産業投資優先の時代が終わって、不動産への投資を金融資産への投資と分け隔てる理由はなくなったと思われる。ノルウェーやオランダでは、持ち家について、評価額は実態よりはるかに低いにせよ、帰属家賃を計算してそこから住宅ローンの金利の控除を認めている。これを日本でも行うのか。そして、その場合、投資損失の控除の範囲と同様に、支払利子を控除できる所得の範囲をどこまでとするのか。いずれも、これまでの日本の資本所得課税を大きく変え、家計の資産選択にも大きな影響を与える改革であるので、資本所得税の全体を見ながらの検討が必要である。

日本の資本所得課税改革の第2の大きな視点は、個人と法人の所得への税率をできるだけ等しくすることである。フラット・タックスやアメリカ財務省の検討した包括的企業所得税の提案に示されていたように、個人と法人の所得税率が同一であれば、資本所得課税は法人段階で行って、個人では行わないという選択がありえる。この場合には、個人でも、企業でも支払利子の控除を認めない。いずれも、実際に施行された提案ではないが、今後資本の国際移動がますます激しくなると、きわめて簡素な源泉課税を除いて、個人段階で資本所得課税を行うことは不可能になるかもしれない。

この点は、二元的所得税でも重要であった。個人（および自営業者、同族経営者）であれ、法人であれ、すべての所得はいったん「一般所得」として扱われ、そこで、個人と法人の所得は等しい率で課税された。これは、組織形態の選択による課税逃れを防ぐことを目的の一つとしているが、個人と法人の税率が等しいことによって、配当の二重課税調整がきわめて簡単になるなどの効果もある。このように、今後資本所得をめぐる事態がどのように展開しても、個人と法人の所得税率を等しくしておくことは重要である。

資本所得改革の第3の視点は、労働所得課税の見直しも必要となることである。今後、資本の国際移動がますます活発になるなかで、資本所得課税は廃止の可能性を含め、税率はしだいに下がっていくであろう。そうしたなかで、必要な税収の一部を消費税に求めるとしても、労働所得の税負担も高くなるであろう。その時、現在の日本のように所得税の諸控除が大きいままであれば、税率をさらに上げざるをえない。これは、高額所得者の租税回避を招くなど、望ましくない副次的な効果を及ぼす。

そこで、所得控除を思い切って減らし、課税ベースを広げることによって、負担をなめらかにする必要がある。しかし、そのままでは、所得の低い層の負担を著しく増大させる。これを回避し、かつ所得税の累進性を高めないための工夫の一つは、税負担の軽減をとくに必要とする人々に対してタックス・クレジット（税額控除）を与えることである。投資のリスクシェアの場合と同じく、ここでも税は取るだけでなく、与えるための仕組みとなる。

イギリスや、アメリカでは、労働することを条件とした、タックス・クレジット（Working Family Tax Credit や Earned Income Tax Credits）が、低所得者層の救済策として定着してきてい

る。また、この論文では触れなかったが、オランダは2001年の所得税改革において、所得税の人的控除を廃止し、その代わりに、納税者に一律のタックス・クレジットを認めた。また、そのほか、低所得者や子供を抱えた家族や個人に対してもさまざまなタックス・クレジットを創設した。日本では給与所得控除の見直しの必要性が指摘されているが、オランダでは所得控除に代わって、「雇用者クレジット」が新たに設けられている。

この他、税制と直接関係しているわけではないが、家計の資産選択の幅が広がる契機の一つとして、個人年金勘定を通じた投資がある。アメリカでは、確定拠出型年金である401(K)年金は、個人が投資している。これが、アメリカの家計の株式投資を支える要因の一つであると言われている。日本では、年金のほとんどは公的年金で、個人が老後の所得のために資産を運用する機会が与えられてこなかった。報酬比例部分の年金を民営化し、個人勘定に移すことによって、今後、個人投資の可能性は飛躍的に増大する。これもまた、家計を資本市場に誘導するという視点からではなく、老後の所得の重要な部分は自分で管理するという面で重要である。

VI. おわりに

この論文は、資本所得課税の展開をさぐるなかで、資本所得課税に関する日本の選択を明らかにすることを目的としていた。検討は、資本所得課税の理論から始めた。そこでは、総合課税による資本所得への課税には、所得を発生時点ととらえることに困難があることを指摘した。そして、この困難は、物価が変化する場合に増幅することを示した。こうした問題に加えて、高い限界税率のもとで資本所得への総合課税がなされると、資本所得課税は、むしろ不平等税制となる。この問題は、1970年代から80年代の

全般にかけて、欧米では猛威をふるった。

そうしたなかで、資本所得課税の見直しが、これらの諸国の税制改革の焦点となった。一方、経済のグローバル化のなかで、資本の国際移動が激しくなり、資本所得への課税はますます難しくなっている。

続いて、資本所得の改革を資本所得課税の廃止を前提とするファンダメンタル・リフォームと、所得税を生かしつつ、資本所得課税を改善する考え方にわけて検討した。ファンダメンタル・リフォームとして、支出税とフラット・

タックスを取上げた。支出税では、個人の支出額を算定してそれに課税するのに対して、フラット・タックスでは、経済全体では消費型の付加価値に課税するが、それを企業と個人に配分して課税する。その結果、企業ではキャッシュフローが、個人では労働所得が課税ベースとなる。いずれも、大きな税制改革であるので、実際の制度として施行されていない。

所得税の枠内での資本所得税の改革として、包括的企業課税、二元的所得税、およびオランダのボックス・システムを検討した。包括的企業課税は、企業の資金調達の中立性を達成する一つの仕組みとしてアメリカの財務省が検討したものである。その結論は、企業と個人所得の税率が一致していれば、企業段階で支払利息の控除を認めず課税することによって、個人の受取る資本所得への課税を代替することできるというものであった。

二元的所得税としてノルウエーのケースを検討した。資本所得に対する税の歪曲をできるだけ少なくするが、所得税からの税収も確保したい。そうした背反する目的を達成するために、すべての所得を含む「一般所得」と、労働所得だけからなる「個人所得」の二つのグループを設けて、「一般所得」には「個人所得」と比べて低い一律の税率が課されることになった。オランダのケースでは、持ち家を除く資産を一つのグループ（ボックス）に入れて、そこでは、資本所得ではなく、一定のみなし（保有）資産課税が行われることになった。

以上を踏まえて、日本の資本所得課税には二つの特徴があること、すなわち、総合課税は施行されてこなかったこと、および、銀行を通じ

た間接金融を重視したため、家計には住宅ローンの支払利息控除を認めてこなかったことを指摘した。そうした日本の資本所得税の改革として、家計が危険資産に投資することによって生じる損失を国も税制を通じてシェアしていくことの重要性、個人と法人の所得税率をできるだけ等しくすること、および今後、相対的に負担の高まる労働所得への課税も同時に見直すことの重要性とそのための一つの工夫である、タックス・クレジット（税額控除）について述べた。

こうした資本所得課税についての検討を通じて感じることは、二元的所得税であれ、オランダのボックス・システムであれ、資本の国際移動がさらに激しくなるなかで、けっして安定した制度ではなく、今後さらに改革がなされるだろうということである。アメリカのかかえる問題もまた大きい。アメリカの連邦政府は、消費への課税を行っていない。いわば所得課税一本槍である。世界中で資本所得課税の改革が進む中で、不完全なものではあっても総合課税を維持しつづけることは可能であろうか。アメリカが、将来フラット・タックスなどによるファンダメンタル・リフォームを断行する可能性もあるかもしれない。

このように考えてくると、とりあえずは分離課税を張り巡らし、それがずっと続いている日本の資本所得は、時代に取り残されるように思われてくる。銀行を通じた資金供給ルートがほころび、これからますます海図のない世界で個人や企業がしのぎを削るなかで、資本所得課税は、最低限、リスクに対してもっとフレキシブルでなければならない。

参 考 文 献

- Aaron Henry J. and Harvey Galper, 1985, *Assessing Tax Reform*, Washington D.C : Brookings Institution.
- Boskin, Michael, 1996, *Frontiers of Tax Reform*, Stanford : Hoover Institution Press.

- Cnossen Sijbren and Lans Bovenberg, 2000, *Fundamental Tax Reform in the Netherlands*, Mimeo.
- Hall E. Robert and Alvin Rabushka, 1995, *The Flat Tax*, second edition, Stanford : Hoover Institution Press.

- Institute of Fiscal Studies, 1978, *The Structure and Reform of Direct Taxation*, chaired by J. E. Mead, London : George Allen and Unwin.
- Ministry of Finance, 2001, *Taxation in the Netherlands*.
- Nordic Council for Tax Reform, 1993, *Tax Reform in the Nordic Countries, 1973–1993*, Jubilee Publication, Uppsala : Instus Forlag.
- OECD, 2000, *Economic Survey : Netherlands*. Fiscal Policy in Chapter II. Macroeconomic Policies.
- Sorensen, Peter Birch, 2001, The Nordic Dual Income Tax-In or Out?, (Invited Speech delivered at the meeting of Working Party 2 on Fiscal Affairs,) OECD, 14 June 2001.
- Sorensen, Peter Birch, 1994, From the Global Income Tax to the Dual Income Tax : Recent Tax Reform in the Nordic Countries, *International Tax and Public Finance*, 1 : 1, 57–79.
- U.S. Department of Treasury, 1992, *Integration of the Individual and Corporate Tax Systems : Taxing Business Income Once*, Washington D.C.
- 田近栄治, 2000, 「税制改革—支出税の視点—」, 宮島洋編著, 『改訂版 消費課税の理論と課題』, 税務経理協会, 23–43ページ
- ピーター・バーチ・ゾーレンセン編著, 2001, 『北欧諸国の租税政策』, 馬場義久監訳, 日本証券経済研究所。